

青少年健全育成天理市民会議規約

(名称)

第1条 この会は、青少年健全育成天理市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、市民一人一人が青少年の健全育成について、関心と理解を深め、明るい住みよいまちづくりを目指すとともに、青少年の指導及び生徒指導の課題解決のため、学校及び関係機関・団体と連携し、市民運動を展開することを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼稚園・保育所・小学校・中学校等における生徒指導体制の確立及び校種間の連携に関する事。
- (2) 学校・家庭・地域社会の連携に関する事。
- (3) 啓発活動に関する事。
- (4) 青少年の指導及び生徒指導の実践・カウンセリング等に関する事。
- (5) 調査研究に関する事。
- (6) 関係機関・団体との連携及び連絡調整に関する事。
- (7) その他、目的達成のために必要な事業。

(組織)

第4条 市民会議は、別表1に定める機関・団体をもって組織する。

2 各地域での活動を高めるため、中学校区単位に校区組織を置くものとする。

3 前項の校区組織は、この規約に準じ、それぞれ校区の実態にてらして、運営するものとする。

(役員)

第5条 市民会議に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| (1) | 会 | 長 | 1 | 名 | |
| (2) | 副 | 会 | 長 | 3 | 名 |
| (3) | 理 | 事 | 若 | 干 | 名 |
| (4) | 会 | 計 | 1 | 名 | |
| (5) | 監 | 事 | 2 | 名 | |

2 会長、副会長、会計及び監事は、理事のうちから互選する。

3 理事は、別表2に定める機関・団体の代表者又は役職員をもってあてる。

4 役員任期は、1年とする。ただし、機関・団体の役職を退いたときは、役員職を辞任したものとする。

5 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総括し、市民会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代理する。

3 理事は、市民会議の運営に必要な事項を掌理する。

4 会計は、市民会議の経理を担当する。

5 監事は、市民会議の監査を行う。

(顧問)

第7条 市民会議に顧問を置き、市長及び市議会議長をもってあてる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第8条 市民会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は、第4条第1項に定める機関・団体の代表者をもって構成する。

2 総会は、毎年1回これを開き、会長が特に必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

3 次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。

- (1) 会務報告及び事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) その他重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、役員をもって構成し、規約の変更及び総会で議決された事項その他会務を掌理する。

(経費)

第11条 市民会議の経費は、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 市民会議の事務局は天理市教育委員会に置き、その事務を処理する。

(補則)

第14条 この規約に定めない事項は、役員会で決定する。この場合において、会長は次の総会にこれを報告するものとする。

附 則

この規約は、平成14年 5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年 6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年 5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年 6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年 5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年 6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年 6月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年 5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年 5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 6 月 1 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 6 月 1 5 日から施行する。